

## (2) 傷病手当金の支給

### 国民健康保険被保険者へ 傷病手当金を支給します



市民生活部健康推進課 ☎22-0370  
各総合支所市民サービス課

#### ◆国民健康保険被保険者傷病手当金とは

下記の「対象となる方」に、労務に服することができない期間について、療養のために休んだ日数により算出した額を支給するものです。

#### ◆対象となる方は

国民健康保険被保険者のうち被用者（給与を受給している方）で、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いにより連続して4日間以上仕事を休んだ方

#### ◆支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を  
就労日数で除した金額×2/3×支給対象日数

#### ◆適用期間は

令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で労務に服することができない期間

#### ◆申請に必要なもの

申請書（世帯主記入用、被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用）、振込先の通帳、保険証の写し、印鑑

※詳しくは問い合わせください

### 後期高齢者医療被保険者へ 傷病手当金を支給します



市民生活部健康推進課 ☎22-0370  
各総合支所市民サービス課

#### ◆後期高齢者医療被保険者傷病手当金とは

下記の「対象となる方」に、労務に服することができない期間について、療養のために休んだ日数により算出した額を支給するものです。

#### ◆対象となる方は

後期高齢者医療制度の被保険者のうち被用者（給与を受給している方）で、新型コロナウイルス感染症に感染又は感染の疑いにより連続して4日間以上仕事を休んだ方

#### ◆支給額

直近の継続した3月間の給与収入の合計額を  
就労日数で除した金額×2/3×支給対象日数

#### ◆適用期間は

令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間で労務に服することができない期間

#### ◆申請に必要なもの

申請書（被保険者記入用、事業主記入用、医療機関記入用）、振込先の通帳、保険証の写し、印鑑

※詳しくは問い合わせください